

営業停止中の工事で指針

指示書に発注者サイン必要

国交省 書類整備で施工承認も

国土交通省は、営業停止期間中の工事の扱いに関する発注者向け運用ガイドライン作成の検討を進めている。昨年、営業停止期間中の工事をめぐる解釈が地方整備局によって異なっていたことで混乱したことを踏まえた。ガイドラインは、「あくまで発注者向けであり、作成しても公表することはない」（国交省）と内規扱いとする。既に建設業界から指摘のあった発注者からの指示書に対する見解については「統一見解に基づいて周知している」とし、発注者の書面サインで工事承認の指示書と判断する。

指示書などの解釈については、「工事内容はさまざまあり、ケースバイケース。以前のような混乱が起きない体制は整備しているので各地方整備局に問い合わせてほしい」と話している。

国交省は従来から、「営業停止期間中に行えない行為として6項目」、「営業停止期間中でも行える行為」として7項目をそれぞれ明示していた。このうち、停止期間中に行えない行為として「処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施工」が掲げられていた。このことが、現場で実際に発生する工事内容の變更に対する解釈について、地方整備局や建設業界内でも相違があった。国交省だけでなく建設業界が営業停止期間中の工事の扱いについて関心を寄せるのは、営業停止期間が従来と比較して長期化したことで工事停止の影響が格段に高まったことによる。企業のコン工として認める。施工承認（底地のなかで、営業的の中身が一緒ならば同停止期間中に行えない行為とより明確にしてほしいとの声も広がっていた。

ガイドラインの焦点は、営業停止期間中に、発注者の指示書や施工承認に基づいた施工が可能かどうかという点。国交省は、「数量が明示されていないくても構わないが、発注者の捺印（な）つ印やサインなど証明があれば指示書による施工が認められる」という。昨年、地方整備局によ

って、発注者の現場監督者からの指示書だけでは施工を認めないケースもあり、発注現場や施工企業が混乱した経緯があ